

介護基盤の緊急整備等について

平成 21 年 5 月 28 日
全国介護保険担当課長会議資料
老 健 局 計 画 課

1. 介護基盤の緊急整備等の趣旨

現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていること、また、特別養護老人ホームの入所申込者が多数に上ることや、群馬県の「静養ホームたまゆら」の火災事故の背景として施設の整備が不十分であることがある、との指摘があること等を踏まえ、本年 4 月 10 日に政府・与党で取りまとめられた「経済危機対策」において、「成長戦略－未来への投資」の一環として、「介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の 3 年間拡大」が盛り込まれたところである。

これを受け、今般の補正予算においては、「未来への投資」として、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の平成 23 年度までの緊急整備を推進するため、施設整備費に対する市町村交付金の拡充をはじめとして、各種の事業を実施することとする。

今回の緊急整備においては、4. に示すとおり、全国ベースで平成 23 年度までに、約 16 万人分(第 4 期計画約 12 万人分に 1 年分を上乗せしたもの)の介護施設・地域介護拠点の整備を目標としている。各都道府県・市町村におかれては、第 4 期介護保険事業計画(以下、単に「第 4 期計画」という。)を策定されたところであるが、上記経緯・趣旨を踏まえていただき、各地域における第 5 期以降の介護施設・地域介護拠点のニーズを見通した上で、この整備目標を踏まえた積極的な整備に取り組まれるようお願いする。

2. 各事業の概要

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業 約 2,212 億円

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスに係る既存の市町村交付金(ハード交付金)を拡充し、小規模(定員 29 人以下)特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の介護拠点等を緊急に整備する。

※ 対象施設の考え方

市町村交付金の対象施設等のうち、施設・居住系サービスである特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム及びケアハウスのほか、中重度の要介護高齢者や認知症高齢者の居宅における生活継続支援を主眼とした小規模多機能型居宅介護事業所について交付単価の拡充の対象とする。

なお、定員 30 人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設及びケアハウスについては、都道府県等の施設整備費補助に対する地方財政措置の拡充により整備を支援することとしている。

各都道府県・市町村におかれては、地域の実情・ニーズに応じて広域型・地域密着型の各サービスについて判断・選択の上、1. の趣旨を踏まえ積極的に整備を進めていただきたい。

【緊急整備に伴う都道府県及び市町村の負担分について】

今回の緊急整備に伴い地方自治体が行う施設整備費補助による負担については、内閣府が本補正予算案において創設することとしている「地域活性化・公共投資臨時交付金」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を充当することにより軽減されるよう措置されているところである。

したがって、各都道府県及び市町村におかれては、介護拠点整備を緊急に推進する観点から事業者に対する整備費補助を上乗せする、という今回の拡充の趣旨に鑑み、今回の措置に伴い現行の補助制度・金額を切り下げることなく、少なくとも現状を維持していただきたい。

(2) 施設開設準備経費助成特別対策事業 **約 673 億円**

特別養護老人ホーム等の整備促進のため、地域住民との連絡会等の開催経費や施設の広報経費等の施設開設に要する経費、開所前の訓練期間における職員の雇い上げ経費に対する助成を行う。

(3) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業 **約 125 億円**

大都市部等において土地の取得が困難な状況に対応し、施設用地確保のために定期借地権を設定した場合の一時金に対する助成を行う。

※ このほか、独立行政法人福祉医療機構による融資につき、融資率の拡大(90%に拡大)及び貸付利率の引下げ(当初 5 年間財投金利▲0.5%)を行う。

※ 上記(2)及び(3)の事業については、既存の市町村交付金の対象である小規模特別養護老人ホーム等だけでなく、都道府県による施設整備費補助の対象である広域型の施設等も対象とするものであるため、これらの施設等についても積極的な活用を図られたい。

(4) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

約 283 億円

消防法施行令の改正により本年 4 月 1 日からスプリンクラーの設置が義務付けられた施設等のうち、市町村交付金の対象としていないものについて、スプリンクラーの設置費用に対する助成を行う。

3. 実施方法

各都道府県において基金を造成して実施する。

具体的な基金と各事業との対応関係としては、上述 2. の(1)介護基盤の緊急整備特別対策事業及び(4)既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業については、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金(仮称)」により、(2)施設開設準備経費助成特別対策事業及び(3)定期借地権利用による整備促進特別対策事業については、介護職員の処遇改善に対する支援と合わせ、「介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称)」により、それぞれ実施するものとする。

| 事項 | 事業内容 | 補正予算額 | 【都道府県に設置する基金】 |
|-----------------|---|---------|----------------------------------|
| 介護拠点等の緊急整備等 | (1) 介護基盤の緊急整備等 ・施設整備交付金(ハード交付金)の拡充 ・スプリンクラー整備に対する支援 | 2,495億円 | 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(仮称) (2,495億円) |
| | (2) 施設の開設準備経費等についての支援 ・特養等の開設準備経費の助成 ・定期借地権の一時金に対する助成 | 799億円 | |
| 介護職員処遇改善交付金(仮称) | 介護職員の賃金の確実な引き上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成 | 3,975億円 | 介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称) (4,773億円) |

※1 四捨五入により合計において一致しない場合がある。

※2 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(仮称)は、投資的経費(建設国債対象経費)であり、介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称)は、その他の経費である。

4. 介護基盤の緊急整備等による整備量の目標

全国において第 4 期計画で既に計画されている特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、ケアハウスの整備量の合計が約 12 万人分であるところ、第 4 期計画期間中において、さらに 1 年分、約 4 万人分の上乗せを行い、3 年間で合計 16 万人分を目標として整備を推進する。

5. 第4期介護保険事業計画との関係

(1) 基本的な考え方

今回の介護拠点等の緊急整備は、経済危機対策の一環として行うものである。すなわち、緊急的な経済・雇用対策であるとともに、「成長戦略—未来への投資」として、第5期計画期間(平成24～26年度)以降の将来において必要となることが見込まれる施設等について、策定済みの第4期計画を上回って、先取りして整備を進めていただくものである。従って、先取り部分は、第4期計画において既に整備が予定されているものとは別の、今回の経済危機対策により「未来への投資」として位置付けられたものである。

また、実際に各地方自治体において第4期計画を上回る部分の整備を進められるに当たっては、地元調整や用地確保等に相当の時間を要することも想定され、具体的にどの程度第4期計画期間中にサービス提供が開始されるか見込み難いと考えられる。

以上のようなことから、各都道府県及び市町村の第4期計画を上回る部分については、同計画とは「別枠」の扱いとして整備を進めていただくこととしたい。

(2) 具体的な実施方法

このため、各地方自治体においては、既に策定されている第4期計画を変更する必要はない(ただし、地方自治体独自の判断により第4期計画を変更して対応されることを否定するものではない。)

造成した基金に対し今回の補正予算の交付を受けるに際しては、各都道府県において、第4期計画とは別途、「事業実施計画」を、各市町村と調整の上、作成していただくこととしたい。

(3) 第4期計画の基本指針及び参酌標準との関係

第4期計画の基本指針や、そこにおいて示している参酌標準については、今回の事業があくまで現下の経済情勢に対応した緊急的・例外的な措置であることから、変更しないこととする。

また、平成26年度の目標値と、今回の事業による緊急整備との関係については以下のとおり。

① 施設・居住系サービスの利用者の割合に係る目標値(37%の参酌標準)との関係について

いわゆる37%の参酌標準は、各地方自治体において第4期計画を定める際の平成26年度における目標として示しているものである。

このように37%の参酌標準はあくまで目標であること、また、今回の緊急整備は、第5期以降の将来の各地域のニーズを見通して、実施していただくものであること

から、第 4 期計画策定に当たっての 37%の参酌標準との関係に縛られるものではない。

なお、今国会において高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部が改正され、高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、都道府県の住宅部局と福祉部局の連携・共同による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定や、介護サービスが一体的に提供される高齢者向け優良賃貸住宅(以下「高優賃」という。)の供給の促進等の措置を講ずることとされたところである。同法において推進している介護サービスが一体的に提供される高優賃や介護機能を備えた有料老人ホーム等については今回の緊急整備における支援対象としていないが、これらは、地域における施設等介護に対するニーズの受け皿の一端を担うものであることから、各地方自治体において、特定施設入居者生活介護の指定を前提として、これらの整備を緊急に推進する場合は、第 4 期計画を上回る部分について、支援対象の施設等と同様に別枠扱いをすることもあるものと考えている。

② ユニット型施設割合の目標値との関係について

現状において、例えば特別養護老人ホームにおいては、ユニット型居室の定員数が 2 割程度であり、従来型多床室が約 7 割を占めていることに鑑み、将来のストックの在り方を見据え、高齢者の選択を可能にする等の観点から、第 4 期計画に係る基本指針においては、平成 26 年度におけるユニット型施設の割合を介護保険施設等全体の 50%以上等とする目標値を示しているところである。

一方、施設の整備に当たっては、地域の実情に応じて進めていただくこととしているところであり、今回の緊急整備に当たって、各都道府県等において、地域の実情を踏まえて、ユニット型施設以外の施設も含めて整備するという判断もあるものと考えている。

(4) 必要入所(利用)定員総数に基づく指定拒否との関係

今回の緊急整備においては、上述のとおり、第 4 期計画を見直すことは要さないことから、各都道府県及び市町村においては、必然的に第 4 期計画上の必要入所(利用)定員総数を上回る認可や指定を行っていただくこととなるが、老人福祉法上の認可拒否及び介護保険法上の指定(老健施設にあっては許可)拒否については、条文上「しないことができる」という規定であることから、このように必要入所(利用)定員総数を上回る認可や指定を行うことも都道府県又は市町村の判断により可能であるのでご承知おきいただきたい。

(参考) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)(抄)

第15条 (略)

2~5 (略)

6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(定義略)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第20条の9第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によってこれを超えることになるか認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

当然、各都道府県及び市町村において「計画の達成に支障を生ずる恐れがある」と認められれば、特別養護老人ホーム等の認可又は指定を拒否できるが、少なくとも、基金造成の際に策定していただく「事業実施計画」において見込んだ整備量の範囲内であるにもかかわらず認可又は指定の拒否が行われることは望ましくないため、このような観点を踏まえ、認可・指定事務の適正な執行をお願いしたい。

(5) 経営効率に配慮した整備について

特別養護老人ホームの整備については、本年2月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、「各都道府県等における施設等の整備計画の立案・執行に当たっては、介護事業経営実態調査で見られたような規模別の経営状況も踏まえ、地域の介護体制の安定化、さらには介護保険財政の合理化等の観点から、既存の特別養護老人ホームの増床による対応も含め、経営の効率性も考慮の上検討されるよう」周知させていただいたところであるが、今回の緊急整備に当たって特別養護老人ホームを整備する場合には、この趣旨を踏まえ、既存の特別養護老人ホームの増床による対応について、積極的に検討されたい。

(6) 保険料への影響について

(1)のとおり、実際に各地方自治体において第4期計画を上回る部分の整備を進められるに当たっては、地元調整や用地確保等に相当の時間を要することも想定されるため、具体的にどの程度第4期計画期間中にサービス提供が開始されるか見込み難いと考えられるが、仮に第4期計画期間中において給付費増が生じた場合には、各市町村は、当面、必要に応じ都道府県の財政安定化基金から借り入れて対応していただくこととなる。